

議第106号

高島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年11月29日

高島市長 福井正明

高島市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

高島市道路占用料徴収条例（平成17年高島市条例第263号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		単位	占用料（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	480
	第2種電柱		730
	第3種電柱		990
	第1種電話柱		430
	第2種電話柱		680
	第3種電話柱		940
	その他の柱類		43
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年
	地下に設ける電線その他の線類	3	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	420
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	260
	変圧塔その他これに類するものおよび公衆電話所	1個につき1年	850
	郵便差出箱および信書便差出箱		360

	広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 7 0
	その他のもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 5 0
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に掲げる物件	外径が 0. 0 7 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき 1 年	1 8
	外径が 0. 0 7 メートル以上 0. 1 メートル未満のもの		2 6
	外径が 0. 1 メートル以上 0. 1 5 メートル未満のもの		3 8
	外径が 0. 1 5 メートル以上 0. 2 メートル未満のもの		5 1
	外径が 0. 2 メートル以上 0. 3 メートル未満のもの		7 7
	外径が 0. 3 メートル以上 0. 4 メートル未満のもの		1 0 0
	外径が 0. 4 メートル以上 0. 7 メートル未満のもの		1 8 0
	外径が 0. 7 メートル以上 1 メートル未満のもの		2 6 0
	外径が 1 メートル以上のもの		5 1 0
法第 3 2 条第 1 項第 3 号および第 4 号に掲げる施設		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年	8 5 0
法第 3 2 条第 1 項第 5 号に掲げる施設	地下街および地下室	階数が 1 のもの	A に 0. 0 0 4 を乗じて得た額
		階数が 2 のもの	A に 0. 0 0 6 を乗じて得た額
		階数が 3 以上のもの	A に 0. 0 0 7 を乗じて得た額

	上空に設ける通路			430
	地下に設ける通路			260
	その他のもの			850
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	9
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	87
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	87
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	870
	標識		1本につき1年	680
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	9
		その他のもの	1本につき1月	87
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	9
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	87
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	870
		その他のもの		430
	令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1平方メートルにつき1年
令第7条第4号に掲げる工事用施設および同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1平方メートルにつき	87

令第7条第6号に掲げる仮設建築物および同条第7号に掲げる施設		1月	85
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上または高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの		Aに0.014を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設および自動車駐車場	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.014を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上または高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じて得た額

令第7 条第1 3号に 掲げる 施設	トンネルの上または自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに0.019 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.022 を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.031 を乗じて得た額

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした許可に係る占用料（占用許可の期間が令和6年度以降の占用料で毎年度当該年度分を納付することとされているものにあつては、令和6年度以降の占用料を除く。）の額については、なお従前の例による。